

◎新潟県告示第1098号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

2 区分

大型定置漁業、かにかご漁業及びえびかご漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水及び琴浦の区域の者が行う漁業

3 届出年月日

平成30年9月19日